

参議院文教委員會會議錄第四号

昭和四十年二月十八日(木曜日)

午前十時三十五分開会

出席者は左のとおり。

委員長 山下 春江君
理事 久保 勘一君
二木 謙吾君
吉江 勝保君
小林 武君

委員

笹森 順造君
中野 文門君
秋山 長造君
千葉千代世君
米田 勲君
柏原 ヤス君
愛知 揆一君

國務大臣

文部大臣 押谷 富三君
西田 剛君
岩間英太郎君

政府委員

文部政務次官 西田 剛君
文部大臣官房長 岩間英太郎君
計課長 岩間英太郎君
文部省初等中等
教育局長 福田 繁君
文部省社会教育
局長 蒲生 芳郎君

事務局側

常任委員会専門
員 渡辺 猛君

本日の会議に付した案件

○著作権法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○教育、文化及び學術に関する調査

(昭和四十年度文部省の施策及び予算に関する)

(件)

(義務教育費国庫負担法に関する件)

○日本育英会法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(山下春江君) では、ただいまより文教委員會を開会いたします。

著作権法の一部を改正する法律案を議題といたします。文部大臣から提案理由の説明を聴取いたします。愛知文部大臣。

○國務大臣(愛知揆一君) 今回、政府から提出いたしました著作権法の一部を改正する法律案につきましては、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

現行の著作権法は、明治三十二年に制定されて以来、数回の部分改正を経て今日に至っておりますが、基本的な体系は立法当時のままであり、現在の複雑多岐な著作物の利用状況にかんがみましますと、再検討を必要とする多くの問題が生じております。そこで、去る昭和三十七年四月、著作権制度の全面的改正について審議するため、文部省に著作権制度審議会が設置され、その審議の結果、著作権制度の全面的改正の実施までの間に著作権保護期間の終了する著作権者を救済する趣旨をもって、議員の御提案により著作権法の一部が改正され、当時、著作権の保護期間を暫定的に三年間延長する措置がとられたのであります。

著作権制度審議会は、同年五月発足以来、今日まで鋭意審議を重ねてきたのでありますが、その重要性と問題の複雑性のため成果を得るまでには、なお若干の時間を要する現状にあります。よって、当初の暫定措置の趣旨にかんがみ、著作

権制度の全面的改正の実施されますまでの期間を考へまして、さらに保護期間を暫定的に延長する必要があると考えられます。

本案の内容は、以上の理由により、現行著作権法第五十二条により三年間暫定的に著作権の保護期間が延長されている著作物に關し、その著作権の保護期間をさらに二年間再延長し、当分の間三十五年とするものであります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由及びその内容の概要であります。何とぞ十分御審議の上、すみやかに御賛成くださいますようお願いいたします。

○委員長(山下春江君) 以上で、本法案についての提案理由説明聴取は終了いたしました。

○委員長(山下春江君) 教育、文化及び學術に関する調査中、昭和四十年度文部省の施策及び予算に関する件を議題といたします。

質疑の申し出がありませんので、これを許します。小林委員。

なお、政府側から愛知文部大臣、押谷文部政務次官、西田文部大臣官房長、岩間會計課長、福田初等中等教育局長、蒲生社会教育局長が出席いたしております。

○小林武君 僻地勤務教員の優遇措置について、いろいろと努力のあとが見られますことは、僻地教育振興の立場からいって喜ばしいことだと思っております。この問題の一部の特別昇給の問題について文部大臣にお尋ねをいたしたいわけでありましたが、これは半額国庫負担であるということでありまして、この点は先ほど申し上げたように、僻地教員の優遇の点から見たいへんけっこうだと思っておりますが、県の財政と、それから県の中にたくさん僻地の教員をかかえているというふうな事情等によって、実施が平等に行なわれないとい

うようなことが相当私は憂慮される問題だと思っております。それをそういう事態に至らせないためには、何とか財政的な措置をどうするかということが一番の大事な処理のしかただと思っておりますが、これについては、一体、自治省とか、あるいは大蔵省に対して、文部省としてはどのような手当てをなさっておられるのか、お伺いしたいわけでありまして。

○國務大臣(愛知揆一君) 四十年度の僻地教育の対策の中で、ただいま御指摘のように、特別昇給を新規に行なうことにはいたしましたので、僻地教員の三分の一について一号特別昇給を行なうことにいたしましたわけでございます。三年間に一回特別昇給というふうになると思っております。その額一億九千二百万円、これの予算を四十年度に計上いたしましたわけでありまして。ただいま、これが各現地でどういうふうになるかというお尋ねでございますが、大体、一県当たりいたしまして五百万円ぐらいの程度になるかと思っております。特にこれがために地方財政計画において、何と申しましようか、特別の措置というものはやらないで、きつというふうな考えでおるわけでございまして、一県五百万円見当のあれをやっておるから、県の段階ではあまり問題はない。大体三分の一ずつやられて、三年間で全体の教員が昇給するということになるというふうなお話でございまして、岩手県の例を見ますと、こういうふうなことになるのであります。私のところのきつ情報によりまして、三級以上が三年、二級が四年、一級が五年で一号アップするということ、こういう決定をしたというのです。これはきわめて短かい文章で、どういうふうな理解していいのかわからないところだといふと、五年たかなければ上がらな

い。という、私は岩手県のことを考えますと、あそこは僻地をたくさんかかえた県だから容易でない、こういうことになったのかと実は心配しているのです。私と関係の深い北海道を見ても相当の数が多いいわけですよ。教員数として五千八百七十三人、これが小学校です。中学校が三千五百六十二人、計、僻地校勤務教員というのは九千四百三十五人いるわけですね。こういうことになる、これは北海道というのには僻地が多いところだと思えますけれども、何かちょっと不安なような気がするわけです。県がなかなか気前よく出すというところまでいかないのじやないか、やはり何らかの財政的な措置というものが文部省から手当されないと工合が悪いと思うのです、これはどんなものでしょうか。

○政府委員(福田繁君) たいまのお話の中にございました岩手県のカースでございまして、これはまだ私も詳細に内容を伺っておりませんが、今度の特昇の問題につきましまして、各都道府県の教育委員会が具体的な計画を立てて、五月までに私どものほうに連絡をいただきたい、そういう通達を出しております。五月末になれば各県の具体的な実情というものがはつきりいたすと思いが、その上で十分考えたいと思いが。ただ、この国庫負担金のはうは、御案内のように二分の一負担するわけでございますから、御質問の趣旨は、そのあとの裏側の二分の一の問題であると思いが、北海道などは確かに僻地教員の数は多いのでございまして、しかしながら、道の予算全般からいいますと、特昇分の予算というものは、二分の一にいたしたとしても多額のものではない、なからう、したがって、それらの財政措置について、今後、北海道あるいは各県も同じかも知れませんが、そういう府県の処置、そのものを十分見きわめた上で、私どもとしては今後やっていきたいと考えております。平均いたしますと、いま大臣からおっしゃいましたように、五百万円以下のものでございまして、特に交付税その他に

よって直ちにそれを裏づけするということも、最初でございまして困難かと思いが。具体的な事情が出てまいりますれば、それに基いて私どもとしては考えていきたいと思いが。

○小林武君 もう一つ、やはり問題なのは高等学校だと思いが。高等学校の僻地校の勤務教員というのはどういうことになるのですか。

○政府委員(福田繁君) 高等学校のほうは私どもとしては特に僻地の問題は考えておりません。これはまあ府県におきまして僻地手当などに準じた手当をつけておるところもございまして、これはごく一部でございまして、高等学校については今度の特昇の問題は考えていないのであります。

○小林武君 まあ一つ北海道の例を申し上げますと、教員数が二百三十二人、学級数にして百十学級、二十一年くらいがあるわけですが、これらのものは私は僻地に勤務しておられるという点では同じだと思いが。この点については特別の何というか、指導は行なわれないわけですか。文部省としては、今回の場合は義務教育、小学校だけの問題であって、高等学校についてはそういう点の配慮をするという、こういうあればやらないわけですか。

○政府委員(福田繁君) 先ほども申し上げましたとおりでございまして。

○小林武君 高等学校の点を一つ申し上げますと、やはりこれは僻地学校に勤務する教員ということになりますと、高校もそれから義務制の学校も私は同じに取り扱うべきだと思いが。特に高校の場合だということ、僻地にある学校などというのは、いわゆる勤労青少年というか、農村の青少年の教育に携わることになっておられるわけでありまして、そういう点で差別されるということではない、これはきわめてやはり教育上問題があるのではない、この点については初中局長の答えのように、ことしはまあやむを得ないのだというように程度でこれを考えていらっしゃいますか。

○国務大臣(愛知揆一君) 私はかねがね申し上げておりますように、僻地教育ということの振興については、ほんとうにできるだけの努力を払っていききたいと思っております。そのあたりでございまして、今、四十年の度予算におきましても、こういうたような不十分な点にしか落ちつかなかった点を残念に思っております。そのくらいでございまして、今、今後、高校等についても十分考えてまいりたいと思いが。何はともあれ、義務教育の中小学校の僻地の教育について、もっと充実した手を次々に打っていくことがまずまず先の問題じやないか、こういう認識を私としては持つておられるわけでありまして。

○小林武君 それでもう一つお尋ねをしたいのですが、四十年の一月二十六日に初中局から通達が出ておられるわけですが、その中で、「特別昇給は都道府県ごとに義務教育諸学校教職員総数の10の範囲内において行なうべきこと」、これは実際上どういう意味を持つておられるのですか。三分の一ずつ昇給していくということとこれとはどういう関連になりますか。

○政府委員(福田繁君) この十分の一のワックというものは、これは一般の公務員についてもあつてございまして、したがって、まあそのワックを一定守りまして、その範囲内で三年に一回は全部の者に特別昇給ができるようにしていきたい、こういうこととございまして。

○小林武君 まあどことが一番僻地の教員があるかわかりませんが、北海道あたりが一番多いのじやないかと思いが。ただ、北海道の場合にはこれは確かに十分の一を上回るなんというところは起きないようですが、まあ四十六都道府県のことを考えた場合に、必ずしも心配すべきことではないにいたしたとしても、なぜこういうものが必要なのか、必要の意味がわからないのか、特昇というものの対して、そういう何かほかの特昇の場合、こういうやり方をやっているのか、これを聞いておられますけれども、これはあれですか、特に僻地の勤務教員に対してやらなければならぬという理由は特段にないわけですね。実際問題として具体的には特に問題が起きないわけですか。

○政府委員(福田繁君) これはおっしゃる通りに、一般の場合もこういう範囲を一応きめておりますので、それを踏襲したまででございまして。ただ、現実の問題として十分の一にひつかかるような果があるかというのを考えてみますと、現在のところないと思いが。私は思っております。したがって、北海道などは僻地の先生が非常に多いわけでありまして、北海道でもこの方針によって三分の一ずつ十分やれるという計算を私どもは一応いたしておるわけでございます。

○小林武君 そこで、三分の一にもう一度戻るわけでありまして、先ほどちょっと私が申し上げた岩手県の問題を見ると、これはやっぱり三分の一ずつというわけにはなっていないように思いが。で、一級のものだということ、これは五年に一本というところにしかならない。そうすると、そこへ赴任して五年間たないで転勤しちゃったら、何の恩恵も受けないでほしいとばかりに考えられるわけです。ですからこういう点はやっぱり、何といいますが、もっと文部省、政府なりが僻地教員を優遇するという立場に帰りまして、必ず三年たったら全部が上がるんだといううな、そういう行き方をもちと明確に出すような通達が必要ならぬと思いが。五月になつてからいろいろのことになりますか。五月になつてからいろいろやり方について報告がくるからということをおっしゃいましたが、五月になつてやつたらどういふことになりますか。ことしの場合には、文部省が考えているようなやり方でいかに果がたかさん出てくるということになりますか、どうですか。

○政府委員(福田繁君) この趣旨は、十分、都道府県の担当の課長会議などでよく説明してございまして。したがって、四月になりますと各都道府県できめるだらう、その結果を私どもは御連絡願いたい、それによつて国庫負担の何を考える、こう

やる、この点については、ちょうどいま各県がそれぞれ教員組合なんかと話し合いをやっている段階ですよね。岩手さんというのはわりに早くきまったと思うのです。一番いま交渉になって、ここのしやり方をどうするか、特昇の問題できまる

時期です。そういう時期にもう少し強力な文部省の意思というものが、しかも予算があがったら金があるのですから、これを実施させるような手だては請じませんか。とにかく報告があるまでじっと待つておつて、報告が来たらそれについてあなたたちは検討して、来年度の問題についてはひとつ強力にしようというなことを考えておるとすれば、ちょっとほくは、せつかくのいい考えをやつても、さっぱり効果のないことになると思うのですが、そういうあれをやる気ありませんか。強力に指導をやるという。

○政府委員(福田繁君) 私どもとしては通達のほかに、都道府県等の主管課長会議を開きまして、このことを十分趣旨の徹底をはかったわけでございます。同時に、これは知事、部局のほうにも十分御協力をいただく必要がありますので、総務部長会議におきましてその点を十分説明をいたしまして、協力をお願いしたわけであります。それ以上には現在のところは考えておりません。

○小林武君 まあ仏つくって魂入れずというようなことになることを私はおそれているわけであります。この特昇問題について私が一番考えたのは

は、県でもって非常に開きのあるあれが出るのじゃないか、特に開きの出るところは、結局、県財政のあまり豊かでないところとか、あるいはこの僻地教員というものを非常に多数にかかえたところとか、そういう県に起こるのじゃないかと、こう思ったのです。そういう点のやはり配慮というのはもう少し強力になされることを私は要望いたします。どうぞひとつ、あまり報告を待ってやるななという気持の長いことを言わずに、ひとつ適切な指導をして、そうしてこの特昇が文部省が当初考へていたようなところまであがるように、ひとつ

○秋山長造君 いや、金額から言えばね、これ肩がわりしてこれへ逃げ込んでしまつて、いままでやりかけていたのをやめてしまふということはあり得ぬことだけれども、しかし、なかなかさういうことをやるのですよ、府県としてはね。やっぱりわずかな金でも、できればほかのほうへ持つていきたいという意欲もあることはこれは否定できないのですね。それではかえつて、せつかく文部省がこれだけでも踏み切られたのが、ある意味では

打ち消されてしまうようなことになるのですからね。ですから、その点の指導はよくやっていただいて、いままで府県なんかで僻地教育の問題について相当熱意を持ってやっている県では、何らかの形で、特昇に限らず、あるいは勤務地手当をふやすとか、僻地手当をふやすとかね、何らかの面でそれぞれやっていると思うのですよ。そういうものを、たまたま文部省がこういうことをやることになったので全部これへ逃げ込んでしまうというようなことにしないように、あくまでいままでやっているものはそのままの上にこれを上積

特に私喚起しておきたいと思うのです。
それからもう一つは、これはいま資料がないとおっしゃっているのですから、またこの次でもいいですがね、それぞれの県教委で僻地教員の優遇策について果独自でいろいろやっているところがあると思うのです。そういうものを何か一覧表のようなものをひとつつづつておいていただくと非常に助かると思うのです。お願いできますか。
○政府委員(福田繁君) 私の方にも若干の資料

がございますので、御要望に沿いたいと思ひます。

○委員長（山下春江君） 本件に対する本日の質疑はこの程度にいたします。

○委員長（山下春江君） 教育、文化及び學術に関する調査中、義務教育費国庫負担法に関する件を

○米田勲君 私の特にあなを名ざししてお尋ねしておるのは、あなたは臨時国会のさなか、まだ標準定数法案も、教科書の無償措置法案も提案できるという段階になかった。そういう情勢の中で、野党のわれわれと自民党の文教部会、最終的に附帯決議、大臣の御答弁等が行なわれ、その内容の取りきめに至るまで、事務当局のメンバーとしては初中局長が一番のことについては経過を知っておられる立場の人であると私は理解をしておるのですが、あなたのお考えはいかがですか。

○政府委員(福田繁君) 私は担当の局長でございますので、その間の事情は承知をいたしております。

○米田勲君 私はおそらく、この省議の際にあなたが出席できなかったために代理を出したといわれておりますが、何月何日の省議で限度政令問題について出すという結論をきめるということについては、もちろん前もってあなたは知っておられたのではないかと、こういうことを予想した上の私の質問であります。この問題は、あなたもよく知っておられるように複雑怪奇な経過をたどっております。政治的にもいろいろな面から見ても、通り一ぺんのものではないのであります。そういう複雑な問題が国会の中であつたことを相当地度詳しく知っておられる局長が、その省議で限度政令を出すということをきめることを知りつつ、政令を出すとしても、この問題についてはかくかくの複雑な経過がある、問題は簡単ではないものであるということ、私は少なくともこの省議で一応話し合われるのが当然ではないか。特に法案の問題とか、各省関係の問題では、関係の与党の部会等には、平素の場合には相当緊密な連絡をとっておるはずであります。これは部会長からも聞いたこととありますが、自民党の文教部会に對しても、省議で決定したものは秘密にしていたかどうかは別にして、全然報告も連絡もとられないまま、相当期間経過をしておつた事實は明らかであります。

かであります。私はこのような今日の段階に立ち至つたことも、事務当局の事情からいって、当面の責任者である福田局長は問題の全貌について省議で十分話し合われなかった、ごく単純に政令案の内容のみを話し合う程度のものにこの省議をしたというところに誤りの第一歩が生じたのではないかと、こう思いますが、局長の端的な反省はいかがですか。

○政府委員(福田繁君) この問題がいろいろ複雑な経過をたどつておりましたことは、私も承知いたしております。しかしながら、政府としては閣議でこれを改正するという方針を決定いたしておりますので、したがって、その省議の席には私はおりませんでしたけれども、その以前におきまして、十分関係の者にはこれを理解をしておいて、文部省としては決定したような次第でございます。

○米田勲君 いまの局長の発言の中には非常に大層なことがありますが、質問の順序からいって、いま直ちにそのことに移ることを保留して、後ほど十分に見解をただしたいと思つて、そこで、次の私の質問は、いま閣議の決定が先にあつたのでこの政令を出す省議をきめたということですが、大蔵省側からは、この八月の省議できめる以前には早く政令をなせ出さないのかといううな何か話し合いが、公式、非公式を問わず文部省側にあつたのかどうか、そういう事實はなかつたかどうか、お尋ねをいたします。

○政府委員(福田繁君) 大蔵省といたしましては、この標準法を改正するときからの問題でございますので、きまつてある方針に従つて早く出しつてもらいたいという御要望はございました。また、自治省におきまして、八月以後になりますと、交付税の計算上非常に支障を生ずるといふうな問題がありましたので、私どもとしては既定方針どおり、八月中にはこれはきめなければならぬような状態に立ち至つたわけでございます。

○米田勲君 いまの御答弁についても後ほど、同じような疑義がありますので、一括お尋ねをすることにしまして、大臣にお尋ねをいたします。文部省で、省議で政令を出すということを決定したあと、事務次官から、おそらく大臣に對してそういう報告があるいは決裁を求めるか、何らかの事務的な措置がとられたかと思ふのであるが、これは前の質疑の中でも大臣の答弁で明らかになつてゐるうちに、事のいきさつは大臣も承知してゐるわけでありま。政調会の副会長時代からこのことは知つておられたと言われているのですから、事の成り行きは知つておられるのですから、この政令をあなたの手で出す直前に、自民党の文教部会からは、それは出されては困るということを強く話しをされた事實もあなたは認めてゐるのでありますが、そういう事實があつても、この政令を出すという結論にあつた自身が立たれた理由をここでもう一度端的にお答えを願ひます。

○国務大臣(愛知揆一君) 先ほど局長が申しましたように、この問題については、三十八年五月二十八日の閣議決定があるわけでありま。それからいろいろ標準法成立の際には与野党の間で話し合いがあつたことも私はいま御指摘のとおり承知もいたしております。しかし、その間に立つて、文部省としてはいかになすべきであるかといううことについて、私も本来ならば、七月の十八日に就任したわけでございますから、その直後にこれは手続をしなければならぬ問題であつたかも知れませんが、なお自分としてもとくと勉強する必要もございましたので、ぎりぎりの、ただいまお話が出ておりますように、自治省その他の関係省の立場もございいますから、ぎりぎりのところまで検討を続けまして、九月に入つてから閣議決定をいたすことにいたしましたわけでありま。その間、与野党に對して、いよいよ出しますよといふことの御連絡の方法その他については、私のとりました手続や態度に遺憾な点がございましたといううことは、初めからこの点については私もさつぱらんにお話しを申し上げておる次第でございます。

○米田勲君 それでは質問の角度を変えて、今度は限度政令を、私は結論的に、出したことは、この政令を出したことは義務教育費国庫負担法に違反するという立場で、これから質問を続けま。第一の問題は、元来、この国庫負担法は、法文の第一条にもきつちつとつたわけでありま。す。教育の機会均等と教育の水準の維持向上をはかるために実質主義を原則として、例外的な措置としてのみ限度政令を認めてゐる法律なのであります。すなわち、定員定額制、この考え方を排除して、実質主義をもつて国庫負担の基礎とするのがこの法のたてまえであります。しかるに、今回の限度政令のように、標準定数法の線をそのまま最高限度として採用することは、例外をもつて原則に転化するものでありまして、これは明らかに義務教育費国庫負担法に違反すると私は考えるのであります。文部大臣の見解を求めま。

○国務大臣(愛知揆一君) 私は違反してゐるとは考えません。

○米田勲君 そういう、私は考えませんというよりは、あなたはもう少し親切に答弁をしていただけませんか。どういふわけで私はそう思ひませんといううことを答へられないのですか。私もこれは違反するぞとだけは言つていない。ただ違反するかと質問したら違反しないと答へてけつこうであります。私は理由を言つてゐる。これこれの立場から違反だと言つてゐる。あなたも違反しないといふからには少なくともその立場を明らかにしてください。そうでないときわめてあなたの答弁は不親切であります。私はそう思ひこんでゐるんだからあなたに質問をしてゐるのです。そんなことではないといふことだけでは私はわかりません。いくらでもしつこく私はわかるまで繰り返してあなたにお尋ねせざるを得ない。だから、あなたのどうして違反しないといふ見解に立つていられるのかお聞かせを願ひたい。

○国務大臣(愛知揆一君) 義務教育費国庫負担法に違反をしてゐるといふ御断定でございますから、私はそういう御断定に對しては意見が違ひま。

すと申し上げたわけでございます。それならば、どうして違反しているのではありませんか、私はその点についていろいろ御質問いただきまして、それにお答えすることにいたしたいと思います。しかし私が、こういう点を違反と言われるような根拠にされておられるのではありませんか、これを想像しながらお答えしてもよろしいければ、私の見解を少し長く申すけれども申し上げてみたいと思ひます。米田さんの根拠となさっておられるのは、たとへば都道府県に置かれていた教職員の総数が、標準法で定める、標準で算定した教職員の定数を越える場合は国庫負担法のとて第二条のただし書きとどういふような関係を感じて違反か違反でないかというふうな点を含んでおられるかと思ひます。この点が一つの問題点と思ひます。この第二条にただし書きに言っておる「特別の事情があるとき」というのをどう解釈するかということとは、いま申しましたように一つの点であると思ひますけれども、これは私どもは各都道府県の教職員給与費の実支出額の二分の一を国が負担することがこの法律の目的に照らして不適当である場合というふうに解すべきではないかと、私はかように考えておるのでございます。すなわちこの法律は原則として義務教育の妥当な規模と内容を保障するために、国が各都道府県の教職員給与費の実支出額の二分の一を負担することが必要であるところにあることは、いまさら申し上げるまでもございせん。したがって、本法の目的に照らして不適当である場合というのは、国が想定しており義務教育の妥当な規模と内容を越える規模と内容を実現しようとする場合、あるいはまたこれを實現するに十分な財政力を有している場合との二つが想定されるのではなからうかと思ひます。そうしてこの義務教育の妥当な規模と内容を充足し得る限りにおいて、それを越えて国が想定しておる一般的な標準を越えてその上に定数をきめるような場合は、その必要とする金をだれが負担するか、そのおさいふは国のおさい

ふで自動的にみるべきか、あるいは都道府県がその分は自分のおさいふでみてもらうかというふうな点につきまして必要な規定をすることは、この特別な事情がある場合に該当するのではないかと、こういうふうな考えますから、私は義務教育費国庫負担法の違反にはならないと、かように理解をいたしておるわけでございます。

○米田勲君 文部大臣の御説明を聞きしました。が、私はここで問題にしない限りならぬのは、この義務教育費国庫負担法という法律は、その第一条の法律の目的にもありますように、大上段に振りがかぶっている考え方は、「義務教育無償の原則に則り」という非常に高い理想を振りかざしておるのであります。したがって、文部大臣が先ほど言つたような、これは具体的ではありませんから、どの程度のことをきかせるかはいろいろ変化を起すとしても、妥当な規模と内容を保障するのであつて、それを越えて条件がよくなるという状態になれば、国が二分の一を支出することはすでに不適当だと、こういう判断から、「特別の事情」というものを発動して最高限度を押える、こういう考えですが、私はこの負担法は、負担法自体は何か一定の水準、教育の妥当な規模や内容の一定水準を規定してない、この法律自体は、そしてこの冒頭にまっとうからかざしているのは、義務教育無償の原則にのっとり、すべての国民に対してその妥当な規模と内容を保障するため、国が必要な経費を負担して教育の機会均等とその水準の維持向上とをはかることを目的としておる。こ

う言つておるのです。私に言わすと、あなたの見解は、この法律の第一条に対する見解は、ある一定限度までこの規模と内容の水準が上れば、そこでこの法律自体は停止するといふものもの考え方をしておる。私はそれはそうではない。これはあくまでも教育の機会均等、そういうものを旨としながら教育の水準の維持ばかりでなく、一定限度の水準を維持するばかりでなく、常に向上をはかつていくといふ考え方がこの国庫負担法の考え方でありま。そしてこの国庫負担法は実支出額

の二分の一を国が負担するというのがこの法律の原則であります。その原則があなたの方の言う妥当な規模と内容に達した、これ以上越えて条件をよくする必要はむしろ不適当であるといふような判断をすることは、この法律自体からみて精神に違反しているのではないかと。この法律自体は、あくまでも義務教育の改善、維持向上を常にねらつて国の実支出額を二分の一の出させるということをしておる法律である。こういうふうな私たちは理解をしておるわけです。この点はいかがです

○国務大臣(愛知揆二君) いま非常に重大な点にお触れになりましたが、私はこの義務教育の無償であるいは機会均等といふことは非常にこれは大切な問題であると思ひますけれども、これはいまだどういふふうなことを考えていくべきかといふことにつきましても、当面の問題からはちよつと離れて、より基本的な問題であると思ひますから、この点はしばらくおくといひまして、私はこの限度政令の問題といふのは、標準法との関係においてより一そう理解を深めていかなければならない問題かと考えておるわけでございます。標準法はいまさら申し上げるまでもないことで恐縮でございますけれども、要するに、義務教育諸学校の一学級あたりの児童生徒数と都道府県ごとの教職員の定数のきめ方の標準を定めておるものと私は理解いたします。一方、限度政令のほうは、教職員の給与費等の国庫負担をどうするか、これを通俗的に言へば、そのお金のお蔵をどこに求めるかといふことを規定しているものであると思ひます。そして私はいわゆる実支出額の二分の一を負担するといふことは、この標準法の線に基づいて考えられることであつて、そして今度のこの限度政令においては実支出額の二分の一を負担しないといふものではない。実支出額の二分の一はもろろん負担をいたすといふことに何らこれは触れておるものではないと思ひます。そして限度政令において、限度額を算出する場合において、標準法の標準で算定した理論的な学級数、教員定数を基礎に

しておる点が標準法と限度政令との関係であると思ひます。それは国が給与費等を負担する場合に、法律が標準としておる学級編制と教員定数の線まで国が二分の一を負担するのである、その限りにおいては義務教育の妥当な規模と内容が保障される、こう私は理解すべきであると思ひます。そしてさらに、しかし戦後の教育制度のあり方、そしてまた私はそれは適当なあり方だと思ひますけれども、それ以上にさらに定数をふやす、標準法に基づく定数以上に定数をきめるというふうな場合におきましては、これは各都道府県におきまして、教育に熱心であり、そしてそういうふうなやり方をほかの予算を削つてまでもやるという場合ににおきましては、もちろんそれは都道府県の自主性にまかしてしかるべきものであると思ひます。私は要するに、ですから標準法に始まる各種の制度におきまして、そこで支出された額の二分の一を各県が、それこそ機会均等といひますか、一律の基準をもつて、その限度におきましては国のおさいふがこれを保障いたしましよといふことが、私は限度政令でありますから、いまいろいろの点からお話の根本に触れて、私は限度政令といふものを出したことがそのお考えの基本的な触れたり、抵触したり、あるいは御心配になつておるような点の御心配はない、こういうふうな私は基本的に理解いたしておるわけでございます。

○米田勲君 いろいろ御答弁をいただきましたが、私はやはりまだ納得ができません。文部大臣の見解の中には、国庫負担法の実支出額の二分の一は決して変更しておらないと、こう一方で言つておるわけですが、一方では、標準法で一つの基準がきまつておると、こう言われておるわけですが、それでは法律上どういふことになるのですか。義務教育費国庫負担法は、定数標準法と何らか法律上関連があるのですか。私はこの二つの法律は全く無関係なものだと思つておる。政治的、行政的には関連があります。しかし、法律の上では、この二つの法律はそれぞれ独立しているはずであ

ります。ですから、一方の標準法の線を最高限度として採用をして、そして義務教育費国庫負担法のただし書きを使ってこれを押えるということ、他の法律を持ってきて、この義務教育費国庫負担法の本体であり原則であるものをおかしていることになりはせぬか。だから、実支出額の二分の一というものは変化しておらないということ、それは形式的な話であって、私は明らかにこのように関連をつけて、二つの法律を関連づけて文部大臣のような説明を聞くと、明らかにこれは国庫負担法に抵触する限度政令の出し方であるというふうな考へるわけでありませう。私は、こういう例外的な——あくまでも、私は第二條後段ただし書き以降は例外的な措置だと主張するわけですが、一般的措置ではないはずであります。例外的な措置で限度政令を出すことを認めているものでありませう、法律は、ところが、政府は先ほどのことばをもつて見れば、妥当な規模と内容に達しておると、そういう事実か、もしくは現象を独断して、これこそまさに法のいう特別の事情であると、今度の行政措置をとっておるわけですから、これでは法律のただし書きにうたわれた例外的な措置を許しているものをもって、法律全体のねらっている原則といひますか、本体というものを明らかに死文化してしまつては、空文化としてしまつておる。こういうことは他の法律にも私は例を見ることのできないのではないかと。特別の、例外的な措置を發動することによって、法律全体、その法律の本体を全部空文化してしまつてしまふやうな、そういう運用の例はあまり聞いておらないのであります。そういう立場からも、私は今度の限度政令をこのただし書きに足場を置いて出したことは国庫負担法に違反するのではないかと、こういう見解を持つわけですか。もし、いや、そうではない、米田が言っているのは見解が狭いのだ、他の法律ではそういう例外的な措置、そういうものによつて措置をされても、法律全体が空文化してしまつても、一向差しつかえないという例は多々あるということであれば、私はお聞きし

たいのであります。それはたくさん聞くわけにはもちろんいきませんが、二の例をお聞きしたいのです。私はそういう例はあまりないのじやないか、こういうふうな疑問がありますので、特にまた文部大臣の答弁に納得ができないわけですか。やはりこれは法に違反する、こういうふうな思い込んでおるわけですか。この点ひとつ。

○国務大臣(愛知揆一君) そういったような点につきましては十分御論議を尽くしていただきたいと思ひますので、答弁が冗長になるかもしれませんが、お許しいただきたいと思ひますが、私の理解では、やはりおっしゃるやうに、法律としては別個のものでありますけれども、先ほどお話になりましたやうに、これは別個であるとは私は思ひませんけれども、かりに別個な体系であるとしたしなると、少なくとも行政的には密接なうらはらになる法の体系であると考えざるを得ないと思ひます。そこで一体、いわゆる標準法というものはどういふふうな経過をたどつてきたであらうかということをまず考へてみますと、いわゆる戦後のすし詰め教室というものがしばらく続いた。そのすし詰め教室の解消を目的として改正前の旧標準法というものが制定されたものであると思ひます。したがつて、旧法によるところの標準というものは、当時の児童生徒の増加傾向や学校施設の状態などからして、かなり不満足なものであつたと言わざるを得ないと思ひます。したがつて、その当時におきましては、各都道府県で標準を上回つた府県がありまして、その府県の負担するものに抑制を加へることは適當ではなかつた。つまり、国庫がその状況のもとにおいて二分の一を負担するといふことは適當ではなかつた。これが標準法改正前の状況であつたと思ひます。ところが標準法が、その後非常にいろいろの状況から判定をいたしまして改正をすることになりました。そして現在の改正標準法、いわゆる四十五人を最高にする学級編制ということが改正標準法ででき上がったことが、わが国の現状としては満足すべきものだと思ひます。一方にお

いて学級編制の実態や教職員定数の充足も著しく改善される傾向になつてまいりました。このやうな事実を前提として考へます場合に、今度の改正標準法を上回つた府県の負担金にある程度これは抑制を加へて、そして全国が足並みをそろえて一つの標準を持ち、かつ、その標準の二分の一は国がいつまでも負担をいたしますといふことをやつておくことが、今日においては適當な措置ではなからうかといふのが私の考え方でございます。そういう点から申しまして、限度政令といふものが、冒頭からの質問がございましたけれども、現状をもつてすれば、これによつてプラスになる、こういうふうな私どもは考へておるわけでございます。しかしながら、観念的にはいろいろと、こういう場合はどうだ、こういう場合はどうだといふことが考へられますので、これは前大臣の当時におきまして、この限度政令に就いて、そして各都道府県の定めるものについては、できるだけこれを尊重する、そして人事行政に混乱を來たさないやうにするといふことをはつきり政府としてその当時も言明いたしました。そこで、實際の運用上その他において、各都道府県ごとにずつと当たつて見まして、あるいはまた全国全体を一つのますで見るとすれば、一部にはこれによつて一万数千人、あるいは四十年間においては六千人の首が飛ぶといふやうなことを言つておられる方もあるけれども、少なくとも全国を一体として見た場合には絶対にさやうなことはない。たとへば大蔵省で出しております今回の四十年間の予算の説明などを見ますと、この關係に觸れておりますけれども、百四十人のかへつて定員が増すんだといふ——百余人でございしたか、増すんだといふ説明も出てくるくらいでございします。これは私ももちろん言へば、またほかの見方でもできるわけでございますが、六千人が首になる、解任になるといふやうなことは絶対にございしません。それから、したがつて、四十年間につきましては、また各都道府県の教育委員会等が中心になりましていろいろと人事の配置その他をお考へになつてお

るようでございます。ちやうどいまその時期のやうでございますけれども、各都道府県別に當たつてみましても、限度政令によつて血が出るやうなことは、私はもう方々ない、こういう私は確信を持っております。したがつて、先ほど米田申しておりますやうな標準法改正前からの経緯を考へ、あるいは現在の改正された標準法のたてまえから申し、そしてさらに實際の状況からいって、私は標準法その他において規定されております義務教育の妥當な規模及び内容について、政府としてもこれで十分保障ができた、かやうに考へておるわけでございます。

○米田勲君 いま、るる文部大臣から説明がありましたが、私はいま私の質問を進めておる立場といふのは、学校教育の実態論という、首切りが起るとか起らぬとか、そういう問題は全く抜きにしての話なのであります。これは今度の限度政令を出したことは義務教育費国庫負担法に違反するといふ結論に立つて疑義がありますのでただし

ておるわけですか。私は行政的か政治的にこの二つの法案が関連があるとしても、法律としては獨立をしてゐるのではないかと、その見解は。これは何と文部大臣が言つても私は正しいと思ふ。義務教育費国庫負担法は義務教育費国庫負担法、標準定数は標準定数法、明らかに両方とも獨立をした法律であります。そこで、いま私質問をしたうちの一つを答へていただけないんですか、こういう例外的な措置、ただし書きに許された例外的な措置で法律全体がねらつておることが空文化するやうな運用の例が他にあらうかといふことが、私も法律の専門的な知識はありませぬけれども、いろいろ調べてみてもそういう例はあまり見当たらない。そうすると、この場合だけ、そういう例外的な措置を發動して国庫負担法全体がねらつてゐる本体をまず自分の間といふか、相當恒久的に死文化してしまつてしまふといふことは、国庫負担法の立場からいへば、これは違法だといふことが、やはり言えるんでないかといふ疑問があるんです。ですから、そうではないと、他にこ

う法律の運用例があるということであれば、私の見解はまた変わるわけですが、そういう例があまりない、だからこの場合は無理だというふうに判断をしたのであります。その点をひとつ。

○国務大臣(愛知揆一君) この点は非常に、故意にお答えをはずしたわけじゃないかと思つて、私は基本的にたいへんどうも恐縮ですけれども、法律に違反しているという御認識に立つておられるものですから、たとえばある種の政令によって法律の例外として定めたことを政令で定めて、そして他の法律に違反するような、もしくは他の法律を空文化するような例があるかというお尋ねなんでありまして、私はこれは他の法律を空文化したり、いわんや違法になるような措置をやろうとしておるものではないと、こういう前提に立つておられますから、ほかの例を探せとおっしゃつても私には探すことはできない。これは結局根本の、何と申しますか、根本のお考えが私とどうも残念ながら違つてゐるものですから、私は違反してゐない、そして空文化したようなことではない、私はこういう気持ちでございますから、気持ちというか、そういう考え方を持つておられますから、どうも空文化したような他の例を探せとおっしゃつても、これは私におっしゃつても無理だと思つてあります。

○米田勲君 それではその点は了解しました。しかし、この点はそれは文部大臣はいかがですか。この義務教育費国庫負担法は各都道府県ごとに必要な経費を計上すれば、私に言わせると、自動的に実支出額の二分の一を国で負担するときに、その都道府県ごとに計算をして出してくるものに対して、あらかじめだれかが一定のワケをはめてこれを押えつけて、その押えつけてきてきた結論に対して実支出額の二分の一を出すという法律ではない。都道府県ごとに自主的に算出をしてきたものに対して国は自動的にその半額を国庫負担するというのがこの法律のたてまえなんです。これには私はだれも異論はないのではないか。そのあとに、ただし、特別の事情がある

場合にはという例外的な措置でもって限度政令を出すことができるようになってゐる。政府はそれを基本にして、それを足場にして限度政令を出したと、こういう考え、そういう例外的な、そしてこの法律の本体であるべきものを完全に押え込んでゐることは事実じゃないですか。もはや各都道府県ごとに出てくる算出される総額に対する実支出額ではなくて、一定のワケをはめられた各都道府県ごとの経費に対して二分の一というんですから、この法律の本体はそこで変化を起してゐる。決して文部大臣の言うように同じである。この法律の運用には限度政令を出した前もあとと同じであるというところは私は理解できない。すでに正体が變つてゐる。變つてゐることはけしからぬというのが私の立場です。これは限度政令を出したことによつてそういう事態を招いたことは無理があるか、妥当でないか。私に言わせると、これは法律違反だということに判断をしたのです。この点はいかがですか。

○国務大臣(愛知揆一君) そのお尋ねになりますと、最初に私申しましたように、ただし書きが許される対象はどういうものであるかということの理解の問題にまた戻るわけでございます。私はこのただし書きに言われていることを援用して限度政令を出すということは違反ではない。すなわちただし書きを援用し得るものである、こういう認識に立つております。そして、それはお話のように、もし、ただし書きに予想されてゐるもの以外を限度政令できめたんだとすれば、まずそこに違法の問題が起くる。私は違法でないと思う。適法であると思うから、この標準になる定数に一定のワケをつけて差しつかえない。そしてその法律に認められた例外のワケを基準にして、そして実支出額の二分の一を国庫が負担をいたしますと、こういうのが私は妥当であると考えておるわけでございます。

○米田勲君 このところだけで回つてゐると、どうもお互いに同じところを回りはじめましたので、私は別な角度からそれではお尋ねしますが、先ほど文部大臣は、標準法の制定前後のずつと経過について説明がございました。私はこの国庫負担法の国会審議の経過をこの際もう一度ここで明らかにする必要があるのじゃないか。法律というのは、もちろん成立をしますと条文に現れたこととは自体がその法律の全部であります。しかし、その法律の運用を誤らないようにするためには、その法律案が立法府において審議せられた際にどういうことを配慮して審議せられていたかということ、これは十分に知つた上で運用をされるべきことは、これはまた法律の運用上大事なことだと思つておられます。そこで、私は当時の事情を調べてみますと、衆議院から、議員提案でしたが、この法律案が提案されて、そして議決になつて、参議院に送附されてきたのである。その送附されてきた法律案は、第二条の部分は、第一項には現在の国庫負担法と同じように実績の二分の一を国で負担するということをきめ、同時に第二条の第二項に並列して最高限度を定める限度政令を出すことを規定してゐるのであります。衆議院送附の原案は、このような原案の場合、このまま議決せられたものであれば、第一項にある二分の一の実績負担と最高限度をきめる政令を出すことは同一比重でありますから、そのいづれをとるかは行政府の裁量に自由にかかされていいという私は判断に立つわけですが、ところが、そのことが問題になりました。これでは第一項と第二項の比重が同じであつて、行政府に一切がつかひその裁量をまかせようという結果になつてしまふ。これではわれわれが国庫負担法をいま制定しようとする精神からははずれる結果になるということが、いろいろ論議された結果、第二条の第二項は削除したのであります。つまり第二条には第一項しか残さなかつた。そして比重を落として、ただし書きにこの限度政令を出せる条件をつけたわけでありました。しかも、この当時の論議を調べてみますと、その修正を政府と野党間で話し合つたときに、特別の事情がある場合、限度政令を発動するのは富裕府県に対して発動するのである。富裕府県にまで同

一に他の府県と同じように国庫負担を二分の一、実績の半額国庫負担をやる必要はないのじゃないか。ですから、そういう富裕府県については特別の措置を講ずる必要があるということ、わざわざこのことの質疑応答を行なつて、會議録に、その解釈を誤らないようにと定める措置を、修正の話し合いをまとめる際に行なつてゐるわけなんです。こういう経過を経て、この衆議院送附の原案が修正されて今日の義務教育費国庫負担法になつてゐるわけです。ですから、この国庫負担法ができてから以後、今日あなたが限度政令を出すまでは、そのときに議決された、話し合つた趣旨そのままに運用されてきてゐるのです。それを今度あなたが限度政令を出したことによつて、富裕府県のみならず、一律に全部の都道府県に対してワケをはめておるといふことは、当時の法の審議の経過からいつても、修正をした理由からいつても妥当ではないのではないかと、特に私はあなたに見解をお聞きしたいのですが、私の判断では、衆議院送附のように、第二条に並列して第一項と第二項がある場合と、参議院で修正して第二項の部分を削除して、ただし、特別の事情ある限りとした場合には法律の運用が變つてこなければならぬのじゃないか、こういうふうには私は考へるわけですが、文部大臣のようない見解であれば、衆議院送附の原案のとおり立場で二分の一の国庫負担をやると、場合によつては第二項を發動してもかまわないのだ、それは政府の自由裁量なんだという衆議院送附の原案の立場をとつておられるのじゃないか、そこに私は非常に大きな疑問を持つわけですが、この点はいかがですか。

○国務大臣(愛知揆一君) そのときの衆議院送附の案についての修正の経過その他につきましては、私も経過として調べてみたわけでございますけれども、やはりそのときの状況を的確に私が米田さんの御理解と同じようには実は考へておりません。たとえば特別の場合といふようなことを例外といふますか、それで措置することを政令に譲るといふことの御議論がいろいろあつたとき

に、当時の政府側の説明や答弁の中には、たとえ
ば国の基準を、具体的な給与につきましてもあま
りに高く定めた場合にも、これは自動的に負担し
なければならぬかどうかというような問題も生
じますので、そういう場合におきましても特別の場
合として政令にそういう場合の措置は譲つてもい
いのじゃないか、こういう議論も一方政府側から
は出ておるわけでありませう。そういうような点に
つきましては、やはり現時からいろいろの見方が
あるかと思ひますけれども、私は現在並びに今
後、前向きな考えで見た場合に、前大臣が、問題
の前々国会でございませうか、そのときに附帯決議
に對して御答弁申し上げましたように、府県が決
定した定数をできるだけ尊重するようにいたしま
すというように、なるべく実情に即したや
り方でやっていきたい、それによつて限度政令の
運用を円滑にしたい、かように考えてござい
ます。

○委員長(山下春江君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(山下春江君) 速記を始めて。午前中の
委員会はこの程度にして、午後一時三十分から再
開いたします。

休憩いたします。

午後零時九分休憩

午後一時五十六分開会
○委員長(山下春江君) これより委員会を再開
いたします。

午前に引き続き教育、文化及び學術に関する調
査中、義務教育費国庫負担法に関する件を議題と
し、質疑を続行いたします。

○米田勲君 午前中の質問に続いてお尋ねいたし
ますが、義務教育費国庫負担法案が国会の衆参両
院で審議された経過を調べた上で、私としては先
ほど申し述べたような主張に立っているわけが
す。もう一度さつきと重複をしますが、文部

大臣の見解をいま一度確めたいわけですが、それは
衆議院のほうから回つてきた原案、つまり第二条
の第一項、第二項と並列して法律案ができてい
る場合と、参議院で修正した第二条の第二項を削
除して、これをただし書き以下の「特別の事情」
という形でめ込んだ場合と法律の運用に違いが
ありますかどうか。違いがないという判断です
か、運用には違いがあるのか、その点をひとつお
尋ねいたします。

○国務大臣(愛知揆一君) 先ほども申しましたよ
うに、私も一応調べたのでございませうが、当時お
りませんでしたから、正確を期する意味で政府委
員から答弁したいと思ひます。

○政府委員(福田繁君) 御指摘になりましたよ
うに、この一項と二項という形においてできており
ますのと、ただし書きの規定を入れました場合と
の解釈上でございませうが、私は実質上は同じだ
と思ひます。思ひますが、ただ法文のていさひその
他から考えまして、二項に、一項を起すといふ
ほうが少し大きな感じがいたすわけでありませう。
これは立法技術上の問題であると思ひますが、
そういうことで、ただその内容としては、特別の
事情といふことと自体はなるべくあまり広くしな
いで、ほんとうに特別な事情がある場合に限定して
いこうといふような趣旨であつたと思ひます。私
どもとしてはそういう解釈をいたしております。

○米田勲君 私は法律のしろうとですから、そう
いふふうに断定されれば、そういう考え方もある
かなと思ひますが、私は第二条に第一項、第二項
と並列して二つのことがうたはれてゐる場合と、
第二項が削除されてしまつて第一項のただし書き
に持つてこられた場合とは運用上違いがある。こ
れはあくは法律運用上の常識だと思ひます。そ
れはどういう点に違いがあるかといふと、「特別
の事情」といふものを運用するときのワタに違い
がある、限界がくくしぼられるべきだ。並列して
ある場合は、これは政府の職務権限でどちらの方
向を選んで、これは私は問題ないと思ひます。第
一項を選ぼうが、この時期では第二項を選ぼう

が、自由裁量でいける。そこには問題がない。し
かし、修正されて現行法のようなことになつた場
合には、その場合と同じです、運用が。これは
私は少し強過ぎるのではないか、そういう判断
は、やはり運用上違いがあるという見方が正直な
んではないかと思ひますが、大臣いかがですか。
私の見解と、局長の見解は。

○国務大臣(愛知揆一君) その当時の経緯はとも
かくといたしまして、これはやはり特定された第何
項といふことに書かれた場合と、ただし書きにこ
れを規定した場合とは、おしゝるように運用上
違いが私はあると思ひます、立法論といひまし
て。

○米田勲君 そこで、私はこの立法院の、特に参
議院の段階で原案を修正した際に、この「特別の
事情」といふのは、富裕府県に對しては実額の国
庫負担を自動的にやるといふのは問題があるとい
ふことから、これに制限を加へるべきだといふ論
がはつきり立てられて、そしてただし書き以下を
きちつと載せたといふ経過を私は理解しておるわ
けです。その後、標準法ができてから改正になる
までの間、この間に国庫負担法のただし書きが発
動されたのは、富裕府県に對する場合のみに限
て発動されておつたと私は判断するのですが、い
かがでしょうか。

○国務大臣(愛知揆一君) 経過はさうであると思
ひます。

○米田勲君 この事實は、現在の法文からいへ
ば、いろいろな論はあるとしても、やはり当時の
法制定の経過でお互いが考え合つたこと、話し
合つたことを、行政上私は今日まで守つてきたも
のだ、改正になるまでは。こういうことを考え
る。だから、今度のような措置で、富裕府県も何
も一律にこれを、ものさしを当てて限度政令で
もつて押え込むというやり方は、国庫負担法成立
の当時の経過から見ても少しも妥協な運用ではな
い。私はここでは違法だといふことを使わな
い。私には、妥協な運用ではないといふことをまず
指摘するわけです。それが一点と、もう一つ、大

臣のその答弁の中に出てきてゐるし、局長の答弁
の中にも出てきてゐるのですが、標準定数法の改
正ができ上がった。だからこの法律案がさきの閣
議——これは三十八年のいつですか、春ですか、こ
の閣議で、この法律案を国会に出すといふ意思決
定をしたときに、限度政令を出すといふ申し合
わせが同時に閣議で行なわれておる。これはわれわ
れも承知してゐる。だから、さきの通常国会には
これを廃案に追い込んだのですよ。限度政令を出
されたのはどうにもならぬといふことで反対
をして廃案にしてしまつた。そこで、文部大臣に
お考えをいただきたいのは、政府の部内で法律案
をつくり上げて、それを閣議にかけて国会に提出
をするまでの間に自由に何かを講ずることは、
私は話し合つたり、きめたりすることは政府の立
場から自由だと思ふのですよ。しかし、一たび法律
案が立法院に出てきた場合には、これは立法院の
権限に移るべきものであつて、政府は提案者とし
ての立場しかないはずであります。こういうこと
を私は判断するわけです。法案が立法院の手に
移つてしまつてゐる。ですから、政府の法案の提
案の趣旨説明の中には、この限度政令が関連して
出されるといふことは一つも書いてないわけ
です。そういうことについては全く書いてない。し
たが、立法院としては限度政令については関
知してゐないといふのがわれわれの立場です。そ
んなものが、定数標準法が出たから限度政令が出
るのだといふようなことを立法院としては関知す
べきことではない。政府もまた法案の審査にそう
いふことは申しておらない。これは當然だと思
うのですが、さて、この標準定数法案はその後提案さ
れて立法院の手に移つてからどういふ経過を經た
か。私は政府の手を離れてからは変貌した、質的
に。結論をいいますと変化をした。原案が変化を
した。これはまず第一に、法文の上からいふと、
勧告——文部大臣の勧告権が切り落とされてゐる
わけです。これは非常に強いものであつたわけ
です。それを従前の文部大臣の指導、助言という普
通の権限に修正されてしまつてゐる。そのことが

変貌をしたと私が指摘をする第一です。それから、これは与野党、政務次官、前の文部大臣が参加して云々したということを抜きにして、そんな話は全然抜きにして、いま第二の問題を申し上げますと、附帯決議というものをきめました。この附帯決議は与野党の文教委員できめたのではない。これは文部大臣も参加してはいます。われわれの判断はそう。これは、しかも参議院だけではない。衆議院の双方の文教委員もこれに参加している。つまり政府、与野党の文教関係のものが全体で合意に達したのがこの標準定数法案の附帯決議なんです。ところが、この附帯決議は読んでいただければわかりますが、なかなかもって頭のいいものでもわからない、内容が、「四十五人を適当とする定数標準法の改正に伴う国庫負担金制度については、政府は、改正法の趣旨にしたがい運用すべきである。」このことは都合のいいほうに立つて解釈すれば、政府側の、いま文部大臣が言っている側の立場でも主張できる非常に妙な表現なのであります。しかし、どうしてこういう妙な表現のものにお互いが合意に達したかという、これはいろいろその場合の複雑な事情があった、文章はかくのとおりあいまいで、表現はあいまいであるけれども、限度政令を出さないということについては、たとえこの附帯決議がどう書かれようともわれわれは責任を持つものである、大臣に対してわれわれは責任を持つ、これは吉江さんとはつきり言った。これは衆議院の人もみな大臣に対して出さぬことに責任を持つのだから、これ以上の表現を社会党は要求するなど、こういうことがあって、この附帯決議は、これでそれではよろしい、わかったと。ところが、その次の大臣の答弁は、これは相当はつきりしているのです。普通であれば、この附帯決議の委員会決定に基づいて大臣は自由な立場で答弁をするのです。ところが、このときの前尾尾大臣の答弁は、彼の自由意思ではなかったのであります。これは与野党の文教委員、文部大臣も加わり、この附帯決議の全文については練りに練ってきめたのであ

ります。これを答弁としてしない限りは文教委員会を再開できないということ、もみにもんだ上での答弁はでき上がり、文部大臣のみならず、それが、「本標準法並びに附帯決議の趣旨に沿って、各都道府県に適切な指導を行ない、その上に立つて、各都道府県が決定した定数をできるだけ尊重するよう努力いたします。」こういうふうな答弁になったわけです。この答弁をきめる際にも、「できるだけ尊重するよう努力いたします。」ということばは、これまた逃げ道のあることばなんです。これをめぐっても、もつとつきりしたものにしたい、お互いの約束がそうなんだからもつとつきりしたことを言わせるべきでないかという話もわれわれのほうから強く主張したのであるが、与野党の強い意見もあって、こういうことばを使っても、絶対にわれわれの果たすべき、限度政令を出さないという約束は必ず守るから、いろいろな政治的な考慮も払って、ぜひこの「できるだけ尊重するよう努力いたします。」ということばで納得してくれぬかと、こういうふうなきめられたので、われわれは譲歩をしてこの大臣答弁に合意したのである。で、この大臣答弁を、文章をごらんになればわかりますように、これは限度政令を文部大臣が出して各都道府県の定数の決定に一つのワケをはめる。これはもう明らかです。ワケをはめる。そういうやり方とこの大臣答弁とは明らかに逆であります。逆の方向であります。強さ弱さは別にしても、限度政令を出して一つのワケで各都道府県の定数を尊重するという思想とこの大臣答弁は明らかに逆の方向にある。すなわち、各都道府県が決定した定数を尊重して国庫負担をするんだ。それは附帯決議のほうと合わせる、「趣旨に沿って」とありますから、そういうふうにするんだということを答弁をしておるのであります。ですから、われわれ野党の立場からすれば、これだけお互いが確認をして、この法案をそれぞれ修正、附帯決議、大臣答弁と、こう三つの形をとりながらきめた。そこで上がった法律案、この委員会が上がった法律案

は、政府の原案とは少なくとも質を異にしている。変貌している。質を異にしているという極端な言い方が無理であるとするならば、変貌している、少なくとも原案は、われわれは根本的に立場がかわってきているんだと言いたいんですが、変わってきている。それが立法院の意思である。この標準定数法案の立法院の意思である。そういう経過を経ていくにかかわらず、みずから政府が、さきに、原案を策定したときに限度政令を出すべきだという意思決定をしたからと称して、立法院の審議経過をして変貌している後に至っても、なおかつその当時の閣議決定を守って文部大臣が政令を出さなければならぬという行政義務はない。行政上の義務はないはずである。それに拘束されるものではない。もしそれに拘束されるとすれば、それは政府の部内はそれでござまるかもしれないが、この法案を審査した立法院の立場が軽視されることになる。私は思うのであります。そういうことを考えても、この限度政令を出したことは法案審査の経過から見て不当であるというふうに考えるわけです。文部大臣の見解をお尋ねします。

○国務大臣(愛知揆一君) これは米田委員のお立場から言えはそういうお説であるということはおも理解できます。しかし、私のまた理解なり態度は、それと遺憾ながら違うわけでありまして。いまの御質問は四角にわたつておると思ひます。が、まず第一は、法律のただし書きの問題、これはもう今朝来申し上げておる点でありますけれども、なるほどあの当時、法案は参議院において修正された。そして、本文からただし書きになったという経過は私も理解できますし、それに対する考え方は私もわかることはさつき申し上げたとおりであります。しかし同時に、そのただし書きの規定、特別の必要ということ、私は富樫府県だけを別扱いにするということのみではないと思ひます。でありまして、もしそうでございませうならば、いわゆる不交付団体は別であるというふうな書き方もできたではなからうか、そうしないで、特別の事情あるいは特別の必要ということになりましたのは、それ以外にも特別の必要が起り得るということを手想したものであつて、その限りにおいては、先ほど局長から御答弁申し上げましたとおりに私は理解して正しいのではないと思ひます。

それから第二の御質問の、法案の審議の過程において、提案されたものの審議というものについては、立法院が絶対的な権限を持って審議に当たると、これはもうごもつとも、そのとおりと思ひます。で、勧告というふうなことが修正されたということにも、その当時の御意図が私にも理解できるように思ひます。

しかし、今度はこの附帯決議の問題でございまして、そこで、附帯決議はいま読み上げられたとおり、「四十五人を適当とする定数標準法の改正に伴う国庫負担金制度については、政府は、改正法の趣旨にしたがい運用すべきである。」かように附帯決議には書いてございまして。この意味は、私といたしましては、十分運用に留意すべきである、あるいはもつと俗なことで言へば、なまにぎくしゃくとして適用するということか、そういうこととはできるだけ避けたまへという御注意であると思ひます。また、同時に、経過措置等について十分の配慮をせよと、こういう立法院の御意図であると私は理解いたしております。そして、それに対する前文部大臣の附帯決議に際する、何と申しますか、所信表明は、これまたただし書きをみ上げになりましたとおり、「府県が決定した定数できるだけ尊重するよう努力いたします。」この発言をいたしておるわけでございます。それは、なるべく実情に即したいいろいろの措置をくふうする必要があるというところを申し上げたものと理解いたすわけでございます。

そこで、第四点になりまして、私はさつき、三十八年五月八日の閣議決定のことに触れましたけれども、政府としてはそういう考え方でその当時からありましたということをお願いしたのであつて、立法院の御意図が那邊にありやうということにつ

いては触れない、また触れるべきではないと思
います。しかし、いま申しましたような関係でござ
いますから、私はこの昨年の附帯決議、これを離
尾さんの言われたとおり忠実に実行していこうと
現在もいたしておるわけでございまして、いま申
しましたように、ぎくしゃくした措置をやるとか
何とかいうことはなさぬように、先ほど申しま
したように、そういう御意図も私なりに理解でき
ますから、私としては七月の中旬から八月一ぱい
まで、私なりにこの限度政令なるものの研究は十
分いたしまして、そして離尾さんの言われたとお
りの趣旨で立法院の御意図もくんで私としてはや
りましたつもりであります。しかし、くどいよう
でありますけれども、そのやり方、政令を閣議決
定します場合にも一度念を押して、事前に与野
党の御心配いただいた方々に御連絡をして御了解
をとるべきであった、この点について私の手落ち
がありましたことは、去る九月以来、この委員会
において、ほかの委員会におきまして私は率直
に私の至らざりしことをおわびを申し上げておる
ようなわけでございます。

○小林武君 閣下。いろいろ大臣からの御答弁が
ありましたが、ひとつ簡略に整理して考えてみま
すと、こういうことになりませんか。定数法が出
る、それはしかし限度政令を出すという一つの前
提があつて、それがすでに閣議で決定されてお
る、こういう形で提案されておる。ところが、そ
れに対して両党が話し合いをして附帯決議をし、
さらに大臣がそれに對する所信表明をやつたとい
うこと、少なくともその限度政令を出すというこ
とについて待ったをかける、そういうことがとに
かく両党の話し合いができたということになると
あれでいいですか、限度政令を出したということ
は少なくとも参議院におけるその法律案のき
まつた段階のあれからそれているのじゃないで
すか。何も限度政令を出すということを開議でき
まったとおりのやうならば、何のためにあれ
ほどの話し合いをやるかということになるわけ
です。ほくらは、あなたにも申し上げたとおり、直

接当時はそのことには関係しなかった。しかし、
報告を聞いたときには、附帯決議も出し、大臣の
所信表明もその際に述べて、いわゆる限度政令を
出すというやうなことは完全にまつた。そうい
うことが両党の間にあって、国会の中ではつきり
きめられた、こういうことであつたから賛成した
わけですが、どうもいままでの大臣の話を聞く
といふと、附帯決議も大臣の所信表明も限度政令を
出すことには何の差しさわりもないんだという、
こういうお考えのやうで、どうもほくらは常識的
にわからないですね。

それから、あなたは手続の点でたいへんどうも
申しわけなかったということをおっしゃるけれど
も、これはほくらはそんな軽いことであるならば何
も大臣を責めないですよ。自民党の皆さんも、ほ
くらが参加していないがらまことに申しわけない。君
らと約束したことを守らないんだから、まことに
申しわけないと思う。しかし、文部大臣のほうで
出す出すというものだから困り切つてしまつた。
これは稲葉さんのことばですが、困り切つてし
まつて、もうそういうことをやるんだつたら、わ
しらは社会党へ行つて、とにかく限度政令を出す
のを認めてくれるなんというところはとも言えな
いから、文部大臣自身が社会党を説得してくる
なら出していいけれども、困ると言つて、
私はずっとこのことについて手落ちがあつたとか何と
かという問題じゃないと思う。少なくとも両者の
話し合いの中から、とにかく限度政令を出さない
という一つの線がこの国会の場できまつたと、そ
ういふふうにはよく理解しているのですが、あな
たのおっしゃるのには、どうも幾らうまく説明して
みても、その点のあれは理解できないですね。附
帯決議や大臣の所信表明では限度政令を出すとい
うことには何の差しさわりもない、むしろその意
思を休してやつていこうというに至つては、これは
詭弁もはなはだしじやないか。これは法律の問
題だからそれでいいというかも知れぬけれども、
これは世間の貸し借りの問題だといへん話だ
と思う。そんな常識はずれの話をこへ持ち出し

できていいのかどうか。

それから、運用に留意してぎくしゃくしないよ
うにという。具体的にはそのぎくしゃくしないよ
うにということなんです。ぎくしゃくしないよ
うにするといふのはどういふことなんでしょうか。六千
人がどうしたとか何とかというのを先ほどおつ
しやつておつたけれども、各県でいろいろの問題
がいま起きてゐることは御承知のとおり、福井県
でも起きてゐれば北海道でも起きてゐる。あるい
はどの県でも、四十六都道府県みんな起こつて
いる。困り切つてゐる。ぎくしゃくしないといふ
のは、そういう県に対してどうしようといふの
か。そういう具体的なことを何か心の中にお持ち
になつて運用に留意する、限度政令を出したこと
によつて起こつたものをぎくしゃくしないよ
うにやるといふことはどういふことなのか、その点を
よく具体的に説明してもらいたいと思うが、そ
の前に、とにかくよくは理屈に合わない。限度政
令を出すといふことの限りにあつては、賛成でき
ないといふ社会党を説得させて、そして説得して
話し合ひでやつたといふことになりませんが、そ
ういふことによつてとにかくそれじやひとつ話し合
ひをつけてやろうかといふので、限度政令を出
さないといふ条件がなかつたら、何で社会党が納
得するか。その条件なるものは何かというのと、附
帯決議であり、大臣の所信表明なんですよ。これ
をどう考えられてゐるのかよくわからないので
す、あなたのおっしゃることが、どうですか。

○岡本大臣(愛知一君) 私は先ほど申し上げた
とおりで、それにつけて加えて申し上げることはご
ざいませぬけれども、私は限度政令は出しません
といふお約束がこの場においてできてゐるものと
私は私は理解してゐないわけなんです。限度政令とい
ふものの扱い方を慎重にしなければならぬといふ
ふうにお考えをおるわけでありまして。

○米田勲君 これは委員長に申し上げますが、新
委員長のこの文教委員長になられたので、何
でいま大臣と社会党がこんな問題を言ひ合つてい
るのかといふことの疑問を持たれてゐると思ふの

です。で、この委員会をさばかれるのに、その
点を若干でも理解してもらわれないと、社会党の
言つてゐることは、もつとやはり言わせてみるべ
きだといふやうな判断が委員長に出てこないとい
困るので申し上げますが、当時、定数標準法案と教
科書の無償措置法案とが前の国会で廃案になつた
きり、提案しても通らない情勢にあつた。だから、
政府は提案しないで持つておつた、臨時国会で提
案してこない。そのときに与野党の文教部会が首
脳が社会党に話し合ひをせぬかといひ出した。それ
でわれわれも衆参両院四人、私も出ましたが、話
し合ひを始めた。その中に、与野党の文教部会
の首脳に前の政務次官も参加してゐる、別室では前文
部大臣の離尾さんが休憩して相談に應ずる態勢を
とつて、この会談が行なわれたのです。そうし
て、そこでいろいろ政治的な取りきめを
行ない、先ほどから私が言つてゐるやうな附帯決
議あるいは大臣答弁等がびしと組み合わされて、
そうして話がついたので、われわれは一萬千里に
提案をしない、そうして話がついて、ばたばた
とこれは一両日で衆参両院を通つたのです。つま
り、社会党の立場から言へば、通れないやう
な非常にむずかしい段階にあつたのに、限度政令
を出さないといふ約束を政府も与野党も責任をも
つてしてくれるといふことが前提でこの話し合ひに
應じて法案が国会を通過することに協力したので
あります。それを、法案が協力して通過してし
まつたら、まだ幾らもたない時期に、その約束を
破つて、政府は限度政令を出したのである。これ
は与野党の文教部会のメンバーがいずれもそれを出
してもらつては困るといふ政府に迫つてゐる段
階で無理にこの政令が出た。われわれに言はれる
と、べつにかつた。悪いことばで言へば、だか
ら私は政治的に許しがたい、このことは。国会運
営上許しがたい。文部大臣が手続上まづかつた
か、もう少し手を尽くすべきだつたと言はれるが
政治家としてお互いが約束したことを守らなかつた
といふ場合、おれのやつたことはまづかつた
といふことだけで、野党のわれわれを説得できる

ものかどうか。われわれが代表としてこの会談に臨んで、四人が自分の党に持ち帰って、そこで即決したことを納得させるのに非常に長い時間をかけ、社会党の中で大もめになって論議があった。それを限度政令を出さないというこれだけのかたい約束をしているから、万間違ひがない、だから信頼してくれ、と云うて社会党を納得させてこの法案の提案に應ずる態勢になった。だから、今日相当期間を経て、この問題に決着をつけなければならぬ、重大な政治的背信行為に決着をつけなければならぬ。それを、前にはそのことをやり、きょうは法律上からも、実際、法案の審議の上からもこのことをいろいろ話をして、文部大臣の答弁をただしておるわけです。そういうわけであり、ますから、よろしく途中で、いかげんに納得がいかないうちにこれをさめるべきでないという理解に立つてさばいていただきたい。これは希望であります。

○委員長(山下春江君) よくわかりました。

○米田勲君 それで、大臣にお尋ねをいたしますが、先ほどから大臣が言われていることは、非常に冷やかかな答弁であります。大臣は冒頭、私がこの問題を持ち出したときには、灘尾前文部大臣から、文部大臣としてのすべての責任と権限を受け継ぎました、引き継ぎました、こう言っているのです。ですから、灘尾文部大臣当時野党と約束をし、話し合いをしたことは、当然、愛知文部大臣を拘束している、政治的に拘束している、こういう判断に立っているのです。ですから、その当時のことを私は繰り返し繰り返し言っているんですが、愛知さんの立場は非常に冷酷であります。この附帯決議の文章表現上のことだけをとり上げ、そしてまた、私がこのもの、まとまるまでの野党、大臣を含めて練りに練っている経過を話しても、依然として文章表現上のことだけ言われているわけであり、非常に冷酷であって、われわれが政治的に、べつにかけられたというふんまんを持つて立場などはほとんど理解をしない答弁であります。私はそういうもの

が政治家であるならまた何をか言わんやであります。われわれは野党といえども、政府と野党と約束したことは命にかけても守る決意で話し合いに乗る、従来乗ってきたし、そのことを守ってきたはずです。それを今日そういう冷やかかなことを言っていて、事実はそうであつたのかと、私としてはその当時の大臣と野党間のその話については理解ができておらんかったということでも答えるならまだしも、何か全然別な、空に浮いたような自由は何でもできるような立場に立って、ただこの文章だけをたてに、限度政令を出したと、何にもそんな政治的な配慮や経過にも拘束されないじゃないか、私のやったことは手続上若干の無理はあつたが何でもないんだと、こういう立場を固執せられますが、あなたは相当まあ自民党の中でもベテランの政治家であります。その政治家がそういうことを言つて野党の問題に関する話を巧みにそらしていくことが正しいのかどうか、私は深く愛知さんにもう一度考え直していただきたい。

もう一度お尋ねをしますが、大臣答弁のこのことは限度政令を出さないというお互いの約束とは何ら無関係なものであつて、愛知さんが限度政令を出したことは自由であると、政府の自由裁量をやつたんであつて、その約束とは何ら拘束されるものでないという判断なのですか、その点はどうですか。

○国務大臣(愛知揆一君) 結局これは私は、客観的に問題を見る立場をお許しただければ、限度政令を出しませんというのを政府が公式にお約束をいたしましたかどうかが問題だと思ひますが、私の理解いたしましたところでは、限度政令を出しませんという約束をしてお約束したものと私は理解しておらないわけでございます。その点おまえの理解が悪いのだとおっしゃれば、どうも私としてはそれで引き下がるより仕方がございせん。

○米田勲君 そこが決定的な違いなんです。それであなたがあくまでもがらばるのであれば、当時のこの両部会の代表者、前の政務次官、前の文部大臣、すべての人をこの委員会に招いて、ほんとうに愛知文部大臣が言っているような理解がこの法案の問題をめぐつて話し合ったことの正しい姿なのかどうか、これを私たちは主張せざるを得なくなるんです。そうでなければなりません。私はそんなことは知らぬと。実際にはしかし、そういうことはびしと約束されている。文部大臣がそこについて、別室ですが、六時間この委員会を開かないで話し合いをしたんですよ。そのときに、ここで大臣自身が限度政令を出さないという明確な話をしたのである。政治的に問題があるのを待たずに、しかし、与野党の文部部の首脳がこれだけ苦労をして限度政令を出さない約束をして、この事実が私も了解をいたしました。はつきりそう言っている。これは吉江さんもおそばにおつて聞いてから、その点は間違ひない。ですから、限度政令を出さない灘尾さんは最後まで言ひませんでした。しかし、そういう子供供だましのような、私はあのとき限度政令を出さぬと言つたか言わぬか、そのことを使つたか使わぬかでこの問題をすりかえられてしまふのであれば、私は政治家同士の話というのは一体何だと言いたくなる。そういう論議が平気でまかり通る相手であれば、私は法案の審査も何もできない。私はそんなことを言つた覚えはないと、あとで全く手のひらを返して言われるかもしれないという危惧を持つ相手に向かつて、法案の質問も、一般行政の質問もできない、こういうことになりやしませんか。そういう論議を使つて、私はこの問題の釈明に当たるべきでないと思ふのです。私は何も愛知さんを追い込むのが能じゃない、お互いが政治家としてあるべき姿をここに取り戻す必要があるのではないか。それにはあなたの言うようなやり方では、あまりにも一方的ではないでしょうか。事実を無視しているのではないか。愛知文部大臣というのは、そういう政治家なのだとしたい、私はこういう政治家なんだと。ということ

を言へば、もうあなたに対する人格なり政治的な識見なりについて、私は一つの概念を固めてしまふから。それはもう相手にできない人だということになる。しかし、私は愛知さんはそういう人じゃない、私はかりにあなたがいま窮地に立つたとしても、政治家として述べるときは一つしかないと思ふ。論議でこれを渡すべきでない。どうですか、大臣の答弁は依然として、あなた、そういうことを約束したものでないという一点ばかりでこを押し通しますか。

○国務大臣(愛知揆一君) 私は私の理解として、限度政令を当時政府が出さないということをお約束したものでないということをお約束をいたして、これを論議で取りつくるってどうこうというのではございせん。私はそういう理解をしておりますというのを申し上げておるわけであり

○小林武君 関連。先ほどの大臣の答弁に、客観的に見て、こういう話が出ましたけれども、その客観的に見ると、これは、その速記録とか、あるいは文章上にあつた表現から見て判断されたということに理解してよろしいのですかね。

○国務大臣(愛知揆一君) それもちろんです。お入りです。

○小林武君 私は、やはりそれは実際、愛知さんという方は、自民党の中のこの話が出たときには政策の面で有力な立場にあつたし、政党内だ、そういう人が一体この政党内の話し合いというものをどうお考えになるか、ここに疑問を感じるので、政党内でどういふ約束をしたことが話し合いをしようが、そんなことは知つたことではない。速記録を見て自分が判断するということでは、これは私はどうかと思ふのです。それからもう一つ、やはり問題になるのは、政府が一体そういう約束をしたことではないかと思ふというふうな、それも一体その速記録を見てお考えになつたこととすれば、これは私は重大だと思ふのです。この問題でいろいろこの前もあれですね、この質問が統

けられて、一応その質問を打ち切って、党と党との話し合いはどうだろうかという問題に立ち戻ったときに、私は八木さんと一緒に、これはわが党からと向こうからの話し合いのときに、八木さんに、君は一体政府の代表なのか、それとも一代議士として言うのかというような話が出た。そうしたら、そのとき八木さん、何と言ったか。そんな子供くさいことを言われるな、おれが政務次官としての八木が出てきたとか、一代議士としての八木が出てきたとか、そんなばかなこと言わない。おれはやはり政務次官の八木として出てきて、こうはつきり言っている。そんな子供くさいことを言って逃げようとは思わぬと、こう言っている。それなら政務次官というものは、一体何なのか。盲腸みたいなものですけれども、盲腸がどうか知らぬが、たとえそういう役目かどうか知らぬけれども、少なくとも政務次官が代表してきたからには、私は政府の代表だと思ふ。そういう政府の代表の約束とか、政務次官の約束とか、あるいは速記録にあらわれたその当時の附帯決議とか、あるいは大臣の所信表明とかを総合的に判定することが、私は客観的なものの判定の仕方だと思ふ。あなたは一体そういうことについて、きわめてもう一面の、何か評論家か学者が、起こった事件をあとでもって文章か何かを通して理解されるような形で論じられるということは、いま米田委員も言われたけれども、はなはだもって政治家としてどうかと思うのです。というのは、そういう心情を抱くのはあたりまえじゃありませんか。なお私は言いますけれども、わが党だつてずいぶんそれから譲歩したのですよ。あなたの方でもここまできたからには容易じゃないだろう、容易じゃないから、わが党としても一歩後退して、そうして愛知さんと話し合いをして、ある程度政治的に、政治的にいうよりも政府の手のうちで、いわゆるあなたがあつたおつし、た運用の面で何とかきくし、くしないで解決するような方法があつたら、山中君とぼくと二人行つて、そうしてある程度わが党の人たちにも納得してもらつた方策も講じま

しょうというように、一歩も二歩も十歩も後退したようなものの言い方をしたことがある。そういうことをわれわれとしては非常に幅の広い考え方をしているのに、あなたは政府のつた態度、政治家としての愛知さんのつた態度をどこまでもいまいましいもの、言い方をしてもいいのだけれど、しようというものは、愛知さんは頭脳明晰であるだけに、一そう私はこれはけしからぬと思ふのです。もつと率直に言つてくださいよ。そういう約束はあつたのだけれども、とにかくもう万やむを得ずやつたならやつた、約束を破りましたなら破りましたで言つてもらいたい。これを見ろというところから、これは客観的に判断してやりましたというやうなことは、これはよく評論家か何かがあるの中のとにかく、文部大臣であり、それから自民党の有力幹部であるあなたのおつし、とすることについては承服できない。どうですか。

○国務大臣(愛知揆一君) それは私はもう繰り返して申し上げますだけで、これはまあ人それぞれに発想法なり、考え方なり、勉強のやり方もあるうかと思ひますので、そのやり方についてのいろいろの御批評は御批評として承つておきますけれども、私はこの限度政令を出さないという約束を政府がしたと思つておりません。さうして私は理解いたしておりますということを繰り返して申し上げておるわけでございます。いまほかのことにもお触れになりましたけれども、いまのお尋ねはその点にしばられておるに思ひますから、それだけ繰り返してお答えを申し上げます。

○米田勲君 委員長に私は要求があります。いまの段階でこの問題で文部大臣と話している限りは、お聞きのとおり、一方はそんなことは思つていなかった、一方はこういう経過があるのじやないか、それを裏切つたのは政治的裏切り行為じやないか。まるきり違つた立場を主張しているのです。しかし、われわれがこの主張をするからには、たくさんのそれに立ち会つた証人がいるわけですから、私はこのことを明らかにするため、前文部大臣、前政務次官、それから八木、稲葉部会長、久野当時の文教委員長、長谷川峻代議士等、それからこちらのほうの関係は何人おられますか、北島教員さん、吉江さんとか、あるいは野本さん、参議院の関係はよろしいですけれども、衆議院と政府の関係のメンバーをできるだけ早い機会にこの委員会にお呼びして、皆さんの前で私に尋ねさせていただきます。そうすれば愛知さんの言つておられることは、それは愛知さん個人の主観であり判断であつて、客観的には何ら事実と合致しているものでない、社会党の言つておることが正しいということが立証されるわけですが、そういう手続をとつていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長(山下春江君) 私はこういう委員会についてはなれませんので、そういう審議の進め方があるかどうかを私は心得ておりませんので、次の理事会であなたのお申し出を議題として、理事会の申し合はせてそれを決定したいと思ひます。から、本日はその点は理事会におまかせを願つて質疑をお進め願ひたいと思ひます。

○米田勲君 次の理事会で私の希望が達成できるようにしていただかなければいけません。愛知さんと私もこの間には理解の成り立つていないわけですが、両者が歩み寄る方法がないのです。この不信感のまま、この問題がいつまでも平行線で論議が続くことになるので、私は少なくとも文部大臣の提案した諸法案をこの委員会が審議するために、少なくとも愛知さんという人の政治家としての認識、人柄をもう一度私の現在の認識から変えなくては質問をする気にならなないのであります。そういうために社会党の立場をはっきりさせていただく立場からも、その方法が一番手つとり早くいいと思ひますので、ぜひそのことを運んでいただきたい希望であります。

それでは質問を続行いたします。ちよつと法案の審議の具体的な問題に入り過ぎまして、わき道にそれましたが、法律上の見解、解釈の問題で、いまいしく文部大臣の見解をただしたいのであります。これは文部大臣が出席をしておられないで、政務次官と初中局長がおられた際に質問をした一番最後に、特別の事情というものは、この法律でうたつてゐる特別の事情というものを足場にして限度政令を出したのであるが、その特別の事情とは具体的に言えばどういふことかという質問をした際の答弁をもらつておるわけでありました。これは会議録に載つておる。それからきょうも文部大臣からそれに類似の答弁が出ております。要当な規模と内容を保障するのであつて、その要当な規模と内容をこえる、つまりその水準に達すれば、それ以上は国庫負担を二分の支出することは不適当である。そういうことが特別の事情という解釈だといふふうに答へられたと思ふのであります。それから初中局長の答弁は以前の状態よりも非常に改善をされたので、相当高い程度まで改善をされたというので、特別の事情というものは前と違つてよくなったという、特別の事情が起つてきたので、この国庫負担の後段を發動できる根拠と考へた。こういうふうに答弁をされた要約して覚えておるんですが、これはまず初中局長から、それで間違ひありませんか。

○政府委員(福田繁君) 私もそういう表現を使つたように記憶いたしておりますが、定数法の改正によりまして、従来よりも学級編制の改善を大幅に実施をしたとか、あるいはまた教員配置の充実をはかつたとか、そういうような改善をかなり大幅にいたしましたので、したがつて、そのこと自体は先ほど大臣からも申し上げましたように、義務教育の要当な規模と内容を保障するに足るものである。こういうふうに考へるものでありまして、したがつて、その要当な規模と内容を保障するために、この負担法そのものがあるわけでございますから、本法の目的に照らして、それ以上のものは不適当だといふ考へ方に基づいてございまして、したがつて、その義務教育の要当な規模と内容をこえる規模の内容を実現しようという場合には、これは国庫負担法の対象にしない。言いか

えますと、特別な事情がある場合、こういうように解釈してさしつかえないというような意味でございませう。

○米田勲君 初中局長のいまの答弁で、大臣の答弁をあわせて見解がわかりましたが、教職員の配置がわれわれの立場からいへば、若干改善をされ、ある程度の水準が維持できるようにしたことをもって、国庫負担法の第二条ただし書きに言う特別の事情に該当するという見解は多くの私は疑義があるのであります。その疑義の第一はこういうこととあります。特別の事情とは、教職員の配置の実情が現実にある程度改善をされたという、そういう現実の事象をとらえて言うておるのか、あるいはまた、適正と思われる内容を備えた標準定数法がとまかく法定されたから、つまり法律制度がよくなったということをとらえて言うておるのか、そのいずれかが明らかでないわけでありませう。これはどういうことでしょうか。まず第一にその点に疑義があるわけでありませう。これは初中局長にお尋ねします。

○政府委員(福田繁君) これはすでに御承知のように、標準法の改正によりまして、まず学級編制の改善を行なったわけでございます。従来、小学校と一般の学級につきましては最高五十人という学級編制でございましたのを、五年間に四十五人にこれを改善していくというようなこと、あるいは複式等につきましては二十五人に一挙に下げる、あるいはまた単式の場合でも十五人にこれを下げる、こういうような改善をはかってまいります。それからまた、学級規模に応じた教職員の配置にいたしましたも、小学校について申し上げるならば、一学級から五学級までの学校につきましては、教員の配置を率から申しますと大体二五〇程度アップしております。それからまた中学校につきましても、九学級以下のものにつきまして、平均いたしますと一五〇ぐらいのアップをいたしております。それから、そのほか小学校の十二学級以上につきましても四〇〇、それから中学校の十五学級以上につきましても、大体平均いたし

ますと八〇ぐらいの教員配置基準の引き上げをいたしております。そういうような充実をはかりました。そのほかりました内容そのものは、義務教育の水準を一応維持し得るものというように私どもは考えるわけでございませう。そういう点から申しますならば、学級編制なり、あるいは教員一人当たりの児童、生徒数にいたしまして、大体、欧米諸国の学級編制なり教員一人当たりの児童、生徒数と匹敵する程度の改善になるわけでありませう。したがって、そういう内容からいまして、義務教育を全国的に水準を維持するという点においては相当な改善だというように私どもは考えているわけでありませう。そういう内容を上上げたつもりでございませう。

○米田勲君 いま相当詳しく説明になりましたが、法律制度が改善されたから特別の事情を發動すべき段階がきたと、端的に言うところのうとですか。

○政府委員(福田繁君) 法律制度並びにその内容でございます。私は主としてその内容について、妥当な規模と内容というものに該当する程度の改善がはかられた、こういうことを申し上げたつもりでございます。

○米田勲君 これは局長、私はこういうことを言っているのです。法律制度がよくなくなったから特別の事情というものが発生した。だから出したのだ、こういうのですかと言った意味は、昨年、限度政令が出ているのです。昨年の時点で考えると四十五名にはなっていないでしよう。だから私の立場で言うところ、現実には改善をされたということではない。あなたの言っているのは、それは法律制度が改善をされて四十五名云々という内容のものになったから特別の事情が発生した、こういうことじゃないですか。

○政府委員(福田繁君) これは両方でございまして、法律制度が改正されて、その法律制度のもとにおいて内容が逐次改善される、こういうこととございませうから、ただ法律制度だけというふうなことでございませうと若干疑問があるかと思ひ

ます。したがって、私は内容を御説明申し上げた次第でございませう。

○米田勲君 それでは、私はさらに疑義があるのてたしますが、この義務教育の学校における条件が改善をされた、それはまあ実態からいっても法律上からいっても改善をされたというふうなひとつまあ皆さんの立場を肯定したとします。しかし、そのこと自体、改善されたこと自体は、国庫負担法の立場からいへば何も特別の事情ではないという私の見解であります。標準定数法は確かに改善になりました。しかし、国庫負担法の立場は、大体が全体をよくしようとしている法律で、維持向上をはかる、相当——まあ私たちの立場からいへば、相当高い理想を掲げながら条件を維持向上しようという法律であります。だから、全体的に前よりよくなったということは決して特別の事情でなくて、国庫負担法がねらっている一般的な事情であります。その一般的によくなったことがなぜこの国庫負担法にいう特別の事情と言えるのか。標準定数法の立場でいへば、前のやつよりも今度のやつはよくなった、その法律の限りでは言えるのです。しかし、国庫負担法の法律の立場からいって、全体がよくなるのは初めからねらっているところでありませう。この法のためえから全体がよくなる。だから、特別の事情が発生した、限度政令を出したというところは、どういふことになるのですか。私はそこに重大な疑義がある。この二法律を巧みにからませて、都合のいいときはこつちを利用し、都合のいいときはこつちを利用しようとしているところ、いまのような答弁が出てくるのじゃないか。国庫負担法にいう特別の事情は発生してきておらない。全体的に一般的に改善をされたという事情が出てきています。それは法本来のねらっているものである、こういう解釈であります。それをなぜこの国庫負担法による特別の事情というふうな当てはめたのですか。その点が重大な疑義があるわけですね。

○政府委員(福田繁君) けさほど来の御議論の中に、この国庫負担法と標準定数法の法律は別のも

のだ、こういうような御議論があつたようでございますが、まさに形式上はこれは別の法律でございませう。しかしながら、教職員の定数なり、学級編制をきめました標準法そのものに基いて算定された教職員の数、そういうものに対して、この国庫負担法というものは国庫負担を二分の一にするというふうなものは、国庫負担を二分の一に無関係ではございませう。したがって、国庫負担法の特別な事情というものは、将来なお別の特別な事情が発生する場合もあるかと思ひますけれども、これはこの法律そのものが目ざしておりますように、これは財政保障の法律でございませう。したがって、その財政保障の限界をどこに求めるかということになりますと、これはやはり標準定数法から出てまいりましたそれを一応の限界として考えるということとは不都合なことではない、これはやはり特別な事情の中に入り得るというふうに私どもは考えるのでございませう。

○米田勲君 私はそういう説明では納得ができません。あなたは標準定数法と国庫負担法はうらはらの関係にあると言ひますが、限度政令は国庫負担法第二条のただし書きに基づいて出たものであります。その点ははっきりしていただかなければならぬ。しかも、学校におけるいろいろな条件が改善をされたというのは標準定数法のほうなんです。いいですか。このことは、何も国庫負担法にいう特別の事情を發動すべき理由とは違ふでしよう。別な法律が条件がよくなったということなんです。国庫負担法は各県の定める額について実支出額の半額を自動的に国庫負担していくという、これは実質実額制をきめているにすぎないのです。だから、私は特別の事情というものは、この法律、国庫負担法による特別の事情は発生していません。よくなったということは一般的な事情であつて、それはもともと国庫負担法がねらつておつたものである、初めから。そうではないか。国庫負担法のねらいというものはそういうことできめられたのでしよう。だから、国が半分づつ自動的に出してきておつたものです。それを特別

○政府委員(福田繁君) 各府県の定数の問題でございますが、これは標準法にきめられました国の標準まで置く県もあるいはあるかもしれませんが、それ以上に、A県は百人、B県は三百人、C県は五百人というように、上回って置かれた場合には、それはやはり各県のいろいろな事情によって自主的に置かれるわけでございまして、それを何も抑制するわけではございませんが、それに対しては、府県間の不均衡という問題もありまゝです。国庫負担を標準法の線までにとめよう、こういうのが趣旨でありますから、それが特別の理由になるわけでもありません。したがって、それは第二条の「特別な事情」というものに、私どもは十分に該当する理由があると考えておりますが、いまお尋ねの実質実額方式をくすずすのじやないかというようにお尋ねでございしますが、私どもとしては、標準法による定数のきめ方いかんによって相当内容的には実質実額方式が十分維持できるといふように考えておるわけでございします。例を申し上げますと、標準法自体は、本則においては一学級の編制、あるいはその学級の規模に応じた定員の配置をきめておりますが、従来から、御承知のように、各府県には過員というものが、ことばは悪いのですが、過員というものが存在しております。三千数百名の過員がございましたが、それこそこの定数法においては、五年間は一定数ずつこれを暫定定数の中に組み込んで、国庫負担の対象にもし、また交付税の対象にもするといふ方式をとっております。あるいは、また将来、三十九年度以降に起こるべき過員につきましても、これも生徒、児童が急激に減つたために起こるわけであります。これらについても十分経過措置として国庫負担の対象にもし、交付税の対象にもする、こういうような非常に幅広い弾力的な運用をいたしますと、それから、定数自体というものがある一定の時期に押えられて、びしやり変わらぬ、固定のものだといふ考えではないわけでございまして、この定数法の運用の中には、社会増によって人口がふえる、そこに学校がふえ

る、あるいはまた学級がふえるというような場合には、当然にその教職員の定数というものが自動的に組み込まれるようになっております。また、冬季分校などで季節的に置かれる定数につきましても、これを暫定定数の中に組み込むというようになっておりますので、それらの措置を通じて、ほとんど実質実額方式というものが、運用によつてある程度とられておるわけでございします。したがって、私どもはこの標準法の運用自体によつて、相当、この数年間はうまくいくのではないかとこのように考えているわけでございします。

○米田勲君 初中局長の答弁していること自体はある程度わかるのです。しかし、私がいま問題にしているのは、そういう実体論や運用論じやないのです。あなたは法律の根拠がないのに国庫負担法の特別の事情をとなえて限度政令を出したのであるが、こういうことを私は質問しているのではありません。と、あなたはいまいろいろのことを、実体論、運用論など言っておりますが、結局、限度政令は国庫負担法にいう実質実額制をくすずしたということでは事実でしょう。これは実体論としてはそうならないやうな逃げ道をつつくたつてだめですよ。明らかにこれは国庫負担法にきつめてある実質実額制をくすずしてしまつてゐるやうな形容詞を使つていますが、厳密に言つて間違ひしてゐるやうです。しかし、いまはあくまでも特別の事情を發動すべき条件はないのに、特別の事情を發動したのではないか、こう言つてゐる。二つです。もう、べん答えてください。

○政府委員(福田繁君) 特別の事情といふことについては、先ほど御説明申し上げたとおりでございします。先ほど御説明しました実際の運用につきましましては、これは申し上げたいとおわかりいただけだと思つたので申し上げたわけでございしますが、ただいまの御質問が実質実額方式をくすずしたのではないかといふお話をございしますが、そう

○米田勲君 変わったでしよう。

○政府委員(福田繁君) 定員実額方式でございします。実質実額をくすずしたといふのじやなくて、定員制に変えたといふことでございします。実額はこれはそのとおりでございします。

○米田勲君 そういふ初中局長ここで論弁を弄してもだめですよ。便宜上、実質実額制といふことをばをとつておられますが、法律上のことばで一々言うのがめんどうだから私が言つただけであつて、実質実額制でも定員実額制でも同じやうな話をしなつてだめですよ。それは根本的に違つてゐるやうに違ひませんか。そうじやないのですか。これは根本的に違ひませんか。国庫負担法は決して定員実額制を本體としてきめておりません。実質実額制を本體としてゐるのです。それを限度政令によつてこの性格を変えてゐるじやありませんか。あなたの言ふやうに定員実額制に変えてゐるじやありませんか。

○政府委員(福田繁君) 私どもがこの実額方式といふことばを用ひますのは、給与について定額制をしけない、いわゆる給与についての実際に支払われた額を二分の一負担するという場合のことをさしておられます。定員について申しますと、実員とか、定員とか申しておりますが、従来は定員実額方式でございします。今回は給与については定額制をとつておりませんから、定員実額制でございします。

○米田勲君 国庫負担法は、何度も繰り返します、員数につきましても、給与につきましても、国庫が必要と見積もつた額の半額を国庫負担する、自動的に国庫負担をするといふ方式なんですよ。さうでしよう。これはだれが考えたつてはつきりしてゐるでしよう。それが政令によつて変わったといふことを認めざるを得ないでしよう。その給与の実額は変わらぬのだ、変わらぬのだと強調したつて、それはいまの論拠はおかしい。性格は変えられたでしよう。変えられてゐるから、その特別の事情と申してゐるものは、実は国庫負担法にいう特別の事情ではないのだ。先ほどから言つ

てゐるんですよ。その特別の事情といふのは、標準定数法の立場で見れば、特別の事情になつてゐるかもしれない。しかし、国庫負担法の立場からいへば一般的な事情であります。これがわからぬのですか。だから、私は特別の事情といふのはまだ發動すべき段階にきておらない。それを出してゐる。時間がないのです。これは同じ答弁ですか、文部大臣どうですか、いま繰り返し局長に聞いているんですよ。

○国務大臣(愛知揆一君) 私は局長の答弁を御理解いただけるものと考えてゐるわけでございします。

○委員長(山下春江君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(山下春江君) 速記を起してくだされ。

本件に対する本日の質疑は、この程度にいたします。

○委員長(山下春江君) 日本育英会法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、文部大臣から提案理由の説明を聴取いたします。愛知文部大臣。

○国務大臣(愛知揆一君) このたび政府から提出いたしました日本育英会法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

昭和十九年、日本育英会法施行以来、日本育英会は、年々堅実な発展を遂げ、今日まで同会を通じて学資の貸与を受け、その勉学を続けることができた生徒は、きわめて多数にのぼり、国家的な育英事業として多大の成果をおさめてまいりました。日本育英会から学資の貸与を受けた者は、修業後一定の期限内にその貸与金を返還する義務を有しておりますが、特例として、それらの者が小学校、中学校、高等学校、高等専門学校もしくは大学の教員または高度の学術研究者となつた場合に、その貸与金の返還を免除できる制度を設けております。これは、学校教育が、人材育成の根幹と

なるものであるところから、これらの分野に有為の人材を誘致することを目的とするものであります。近年、幼稚園教育の振興、養護教諭の充実が学校教育の当面の課題となり、幼稚園教員及び養護教諭の人材確保の必要が強く認識されることとなりましたので、これに應ずる所要の措置を講ずる必要がございます。なお、この際、日本育英会の監事の機能をより有効にするため、その職務権限に関する規定を整備することが適切と存じます。

以上の観点から、現行法の一部に必要な改正を加えることが適当であると考え、この法律を提出するものであります。

改正の第一点は、日本育英会の監事の職務権限を明らかにすることです。

改正の第二点は、大学在学中に受けた貸与金の返還を卒業後免除される職のうちに、幼稚園の教育の職を加えることです。

改正の第三点は、今国会で別途その設置について御審議願っております国立養護教諭養成所で学資の貸与を受けた者についても、大学の場合に準じて返還免除の措置を講ずることです。

以上が、この法案の提案の理由及び内容の概要であります。何とぞ十分御審議の上、すみやかに御賛同くださるようお願いいたします。

○委員長(山下春江君) 以上で本法案についての提案理由説明聴取は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時二十四分散会

二月十七日本委員会に左の案件を付託された。

一、日本育英会法の一部を改正する法律案

日本育英会法の一部を改正する法律案

日本育英会法(昭和十九年法律第三十号)の一

部を次のように改正する。

第十一条第六項の次に次の一項を加える。

監事ハ監査ノ結果ニ基キ必要アリト認ムルトキハ会長又ハ主務大臣ニ意見ヲ提出スルコトヲ得
第十六条ノ四第二項前段中「其ノ他ノ施設」を「幼稚園其ノ他ノ施設」に改め、同条第三項中「前二項」を「第一項及第二項」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

前項ノ場合に於テ大学ニハ国立養護教諭養成所ヲ含ムモノトス
第二十條中「作成シ」の下に「予算ノ区分ニ依リ作成シタル決算報告書ヲ添ヘ監事ノ意見ヲ附シ」を加える。

第三十六條ノ二に次の一項を加える。

前項ノ場合に於テ大学ニハ国立養護教諭養成所ヲ含ムモノトス

附 則

1 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

2 この法律による改正後の日本育英会法第十六条ノ四第二項及び第三項並びに附則第三十六条ノ三の規定は、この法律の施行の際現に大学(国立工業教員養成所を含む。)又は大学院に在学する者に対しその在学期間中に貸与した貸与金についても、適用する。

昭和四十年二月二十四日印刷

昭和四十年二月二十五日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局